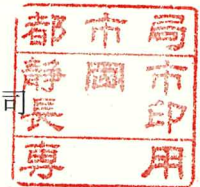


静岡市告示第136号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年3月13日

静岡市
上記代表者 静岡市長 難波 喬 司



- 1 都市計画の種類及び名称
静岡都市計画地区計画 丸子赤目ヶ谷地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する計画図表示のとおり
- 3 縦覧場所
静岡市役所都市局都市計画部都市計画課